

Ⅲ. 第 3 章第 2 節以外の重要事項に関する提言

第 1. 第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画）の計画期間について

- 現計画の期間が平成 33 年度末までである一方、国の基本指針に基づき、平成 29 年度に策定作業を行う「第 5 期大阪府障がい福祉計画」の期間は、平成 30 年度から 32 年度末までの 3 年間を見込んでいる。
- このため、現行の計画期間を維持すると、「第 5 次大阪府障がい者計画」は、平成 34 年度から開始することとなり、「第 6 期大阪府障がい福祉計画」（平成 33 年度から 35 年度末）の始期から 1 年ずれることになる。
- しかしながら、大阪府においては 2 つの計画を一体的に記述しており、同時期に一貫性をもって策定することが、計画の実行性の確保や、進捗管理及び効果検証の面から望ましい。
- したがって、第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画）の計画期間については、終期を 1 年早め、32 年度末とするべきである。

<障がい者計画及び障がい福祉計画の期間について>



第 2. 第 3 章第 1 節 最重点施策について

- 現計画においては、「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進」「障がい者の就労支援の強化」「施策の谷間にあった分野への支援の充実」を、

計画の最重点施策に位置付け、強力で推進することとしている。

- とりわけ、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行は、障がい者が地域社会の一員として、地域とつながりを持ちながら豊かにくらししていく第一歩であるが、長期にわたり入所や社会的入院の状態にあった場合においては、地域生活のイメージを持つことができず、地域移行を希望できないことも考えられる。
- 行政や地域からの働きかけがないままに入所等の状態が継続されるのではなく、地域生活のイメージを分かりやすく示しながら、一人一人の状態や、今後の希望を適切に把握したうえで、地域移行を推進していくことを、基本認識として位置付けるべきである。

第3. すべての生活場面にまたがる課題への対応

- 本意見具申においては、6つの生活場面ごとに、具体的な提言を行っているが、ほぼ全ての生活場面において、「関係機関のネットワークの構築・強化」「人材育成」「障がい理解の促進」「合理的配慮の必要性」という課題について言及してきた。
- 現計画は、大阪府として推進すべき障がい者施策を生活場面ごとにわかりやすく整理しているが、その結果として、上記のような複数の生活場面に共通する課題について、生活場面によっては抜け落ちていたり、その重要性が薄れてしまっているものが散見された。
- このような課題は、各生活場面の舞台となる「地域」に横たわる課題であり、本計画を見直すに当たっては、このような地域を、大阪府としてどのように支援していくのかという視点を新たに持つことが、これからの「地域共生社会」の実現に向けた、大きな第一歩となる。
- そこで、現計画の6つの生活場面は維持しつつ、新たに「地域を育む」という観点から、大阪府として推進すべき取り組みを記載するセクションを設け、その中に、上記の課題をはじめ、地域格差の改善等、地域の支援力を向上するための取り組みを幅広く盛り込むことを提言し、本意見具申の締めくくりとする。